

第11章 準備書についての意見と事業者の見解

11.1 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

11.1.1 準備書の公告及び縦覧

1. 準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間（自主期間2週間を含む）縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

令和4年2月17日（木）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

・令和4年2月17日（木）付 佐賀新聞

※令和4年3月2日（水）、3日（木）、5日（土）、6日（日）、9日（水）、11日（金）、12日（土）、13日（日）に開催する説明会についての公告を含む。

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

・市報からつ 令和4年2月号（Vol.205）

・広報伊万里 令和4年2月号（No.816）

③ インターネットによるお知らせ

令和4年2月17日（木）※から、下記のウェブサイトにて「お知らせ」を掲載した。

・佐賀県のウェブサイト

<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00313942/index.html>

※佐賀県のウェブサイトは令和4年2月24日（木）からの掲載となった。

・唐津市のウェブサイト

<https://www.city.karatsu.lg.jp/seikatsu-kankyou/iken/huuryoku/karatsuhuuryoku.html>

・伊万里市のウェブサイト

<https://www.city.imari.saga.jp/19981.htm>

・日本風力エネルギー株式会社のウェブサイト

<https://venaenergy.co.jp/3469>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の計9箇所において縦覧を実施した。また、インターネットの利用により公表した。

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・唐津市役所市民部生活環境対策課
(佐賀県唐津市西城内 1-1)
- ・唐津市相知市民センター
(佐賀県唐津市相知町相知 2055 番地 1)
- ・唐津市北波多市民センター
(佐賀県唐津市北波多徳須恵 1097 番地 4)
- ・唐津市佐里上公民館
(佐賀県唐津市相知町佐里 1192 番地)
- ・唐津市志気公民館
(佐賀県唐津市北波多志気 2546 番地 4)
- ・唐津市平山公民館
(佐賀県唐津市相知町平山上乙 1300 番地)
- ・伊万里市役所市民生活部環境課
(佐賀県伊万里市立花町 1355-1)
- ・伊万里市大川コミュニティセンター
(佐賀県伊万里市大川町 3340-1)
- ・伊万里市南波多コミュニティセンター
(佐賀県伊万里市南波多町井手野 2685 番地 1)

② インターネットの利用による縦覧

日本風力エネルギー株式会社のウェブサイトにおいて、準備書及び要約書を公表した。

※佐賀県、唐津市、伊万里市のウェブサイトより当社のウェブサイトへリンクをされることにより、準備書及び要約書の参照を可能とした。

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和4年2月17日（木）から3月18日（金）までとした。

縦覧時間は、自治体庁舎では土曜日・日曜日・祝日を除く開庁時間、公民館・コミュニティセンターでは休館日を除く開館時間とし、インターネットでは縦覧期間中は常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は3名であった。

(内訳) 唐津市佐里上公民館 2名
唐津市平山公民館 1名

2. 準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

なお、令和4年3月2日（水）、3日（木）、9日（水）に予定していた説明会は開催を延期し、新たな説明会の開催期日については、佐里上地区においては区長/役員経由での放送による周知、南波多町においてはチラシの回覧、大川町においては各地区長経由でチラシを全戸配布した。また、日本風力エネルギー株式会社のウェブサイトで説明会の開催日の変更について周知した。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和4年3月5日（土） 18時00分から19時00分
開催場所：唐津市佐里下公民館（佐賀県唐津市相知町佐里 1828 番地）
来場者数：58名
- ・開催日時：令和4年3月6日（日） 18時00分から19時25分
開催場所：唐津市志気公民館（佐賀県唐津市北波多志気 2546 番地 4）
来場者数：36名
- ・開催日時：令和4年3月11日（金） 18時00分から19時10分
開催場所：伊万里市駒鳴公民館（佐賀県伊万里市大川町駒鳴 2580 番地）
来場者数：30名
- ・開催日時：令和4年3月12日（土） 18時00分から19時25分
開催場所：伊万里市立川公民館（佐賀県伊万里市大川町立川 775 番地 1）
来場者数：15名
- ・開催日時：令和4年3月13日（日） 18時05分から18時55分
開催場所：伊万里市高瀬公民館（佐賀県伊万里市南波多町高瀬 1150 番地 2）
来場者数：10名
- ・開催日時：令和4年3月24日（木） 19時00分から20時10分
開催場所：唐津市佐里上公民館（佐賀県唐津市相知町佐里 1192 番地）
来場者数：18名

- ・開催日時：令和4年4月13日（水） 18時00分から18時55分
開催場所：伊万里市南波多コミュニティセンター（佐賀県伊万里市南波多町井手野 2685番地1）
来場者数：5名
- ・開催日時：令和4年4月14日（木） 18時00分から19時50分
開催場所：伊万里市大川コミュニティセンター（佐賀県伊万里市大川町大川野 3340番地1）
来場者数：9名

3. 準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和4年2月17日（木）から令和4年4月1日（金）までの期間
（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ・事業者への郵送による書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は8通であり、意見総数は16件であった。

11.1.2 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

「環境影響評価法」第18条に基づいて、事業者に対して提出された環境の保全の見地から提出された意見は16件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表11.1-1のとおりである。

なお、準備書届出以降の対応については、ゴシック体で示した。

表 11.1-1(1) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	木場からは、どのように見えるのか写真がない。	景観の予測地点（フォトモンタージュの作成地点）としては、不特定多数の方々が眺望目的で利用する地点や、当該地区にお住いの方がイメージしやすいように地区を代表する拠点施設周辺を選定しております。
2	小学校からの風車の写真を見ると、我が家の正面ではないか。非常に迷惑である。	住民の皆様が日常的に眺望する景色に極力配慮した計画となるよう努めておりますが、いただいたご意見を受け止め、住民の皆様が日常的に眺望する景色に、より一層配慮した事業となるよう、引き続き事業計画の検討に努めてまいります。
3	※絶対に反対する	今後の環境影響評価手続きにおいては、審査結果等も踏まえ、引き続き、事業計画上でさらなる影響の低減を講じる余地があるかを検証してまいります。

表 11.1-1(2) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>モンタージュ写真みただけでも不快です。音も夜間にはきこえます。佐里のプールからモロに見える。ウヤムヤの内に山を削り、巨大なプロペラを建てるのは反対です。個人的には、村民は、ほぼ反対といわれると思います。</p> <p>皆あきらめさせられているのが分かりませんか。佐里が長年水害で悲惨だった過去が治水工事でやっと水害に合わなくなりました。この山があるの川です。この山と川のバランスを崩さないで下さい。まるでプーチンのようなことはやめて下さい。</p>	<p>住民の皆様が日常的に眺望する景色に極力配慮した計画となるよう努めてまいります。</p> <p>風力発電施設の稼働による騒音については、調査及び予測の結果、夜間についても指針値を満たしています。さらに、稼働後には、事後調査を実施いたします。</p> <p>今後の環境影響評価手続きにおいては、審査結果等も踏まえ、引き続き、事業計画上でさらなる影響の低減を講じる余地があるかを検証してまいります。</p> <p>なお、防災については、環境アセスメント手続きとは別途実施する林地開発許可制度の中で、土砂の流出等の災害防止の観点からの計画の立案を実施することとなっております。</p>

表 11.1-1(3) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>区長に配った平面図がないのでわかりにくい。</p> <p>大きい平面図・なにを</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どこにいくつ ・いつごろ <p>を公民館に貼る。</p>	<p>ご意見を踏まえ、区長と相談し検討いたします。位置図(図2.2-2)をご参照いただき、工程につきましても(表2.2-3)をご参照ください。なお、詳細についてはご依頼を受けましたらご説明に伺います。</p>

表 11. 1-1 (4) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
6	唐津地区に対し立川での工事資材搬入等の資料並に説明が少ないのでは。 資料説明が無い程環境に申し分なき適地なのでしょうか？	工事資材等の搬出入による大気質、騒音及び振動の影響については、いずれも環境基準値や指針値を下回っており、影響の回避又は低減が可能であると評価しています。 実際に工事計画が確定した段階で、各地区に対して工事内容の説明会を実施予定です。

表 11. 1-1 (5) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
7	我が梨園のそばなのでそう音と電波等の人体へのそう害がどうか？	調査地域については、「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省 平成 27 年）に基づき、騒音に係る影響を受けるおそれのある風力発電設備周辺における住居等がある地域を対象とし、調査、予測及び評価を実施しました。その結果、風力発電機施設の稼働による騒音については、調査及び予測の結果、指針値を満たしており、影響の回避又は低減が可能であると評価しています。さらに、稼働後には、事後調査を実施予定です。また、電波については、風力発電機からは特段に大きな電波は発生しないため、人間の体への影響はないと考えております。

表 11. 1-1 (6) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
8	建設後のメンテについて、充分に対応いただきたいです。 おききした説明の中では、問題がないように思いました。 事故のないことを願っています。	建設後のメンテナンスについては、適切に対応いたします。 説明会にて準備書内容の説明をお聞きいただきありがとうございました。 事故のないよう、引き続き事業計画の検討に努めてまいります。

表 11. 1-1 (7) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
9	風車設置により景観環境の著しい悪化が予測されるので風車は設置すべきではない。 風車設置予想図 101、102、99、100、からでは景観の影響予測は困難である。	景観の予測地点（フォトモンタージュの作成地点）としては、不特定多数の方々が眺望目的で利用する地点や、当該地区にお住いの方々がイメージしやすいように地区を代表する拠点施設周辺を選定しております。 住民の皆様が日常的に眺望する景色に極力配慮した計画となるよう努めておりますが、いただいたご意見を受け止め、住民の皆様が日常的に眺望する景色に、より一層配慮した事業となるよう、引き続き事業計画の検討に努めてまいります。

表 11.1-1(8) 準備書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
10	<p>・どれくらいの地震に耐えきるのか？倒れた場合の処置？</p>	<p>風力発電機（風力発電設備支持物）は経済産業省の「発電用風力設備に関する技術基準を定める省令」に従って設計しており、地震に対する設計レベルは以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稀（50年に1度程度）に発生する地震動によって構造上主要な部分が損傷しないこと。 ・極めて稀（500年に1度程度）に発生する地震動によって倒壊、崩壊しないこと。 <p>過去に起きた地震で例えると、東日本大震災レベルの地震が来ても倒壊しないよう設計をします。</p> <p>震度に関しては、省令で定められた地震に対して詳細な揺れ方を検討し、震度6以上の揺れ(地震動)に対して風力発電機が倒壊しないように設計をします。</p> <p>現在起こりうる想定されている地震動に対して倒壊しないよう設計し、審査に合格したものを設置することが義務付けられています。</p>
11	<p>・聞きとれない（低周波音）による被害は、大丈夫か？健康被害が発生した時（対象認定）は？救済制度は？</p>	<p>風力発電機施設の稼働による低周波音（超低周波音を含む。）については、調査及び予測の結果、予測地点において指針値を下回っており、影響の回避又は低減が可能であると評価しています。</p> <p>被害が発生した場合には、原因の究明に努め、被害の低減を図るとともに、風力発電機による被害であると科学的に認められる場合には、風力発電機の運転態様の修正を行います。</p>
12	<p>・気流の乱れによる作物（梨等）への影響は？</p>	<p>風力発電機は地上高 24.5m で回転しているため、空気の乱れによる作物への影響はないものと考えております。</p>
13	<p>・工事、施設稼働時の振動により、動物（イノシシ・ムジナ等）の移動で、作物や人への被害は？</p>	<p>工事中については、工事関係車両の騒音や振動などから、動物類が別の場所に移動することがありますが、稼働後には周辺に戻ってくるものと考えております。今までの風力発電機の工事及び稼働により、周辺の農地などに野生動物の生息数が増えたという文献などはなく、全国的に野生動物による農作物への被害が増えているものの、その要因は風力発電機によるものとは特定できておりません。</p> <p>なお、風力発電機の稼働後、振動による影響はないものと考えています。</p>
14	<p>・景観の影響予測結果が分かりづらい。調査地点を一番近くに見える民家付近にして下さい。</p>	<p>景観の予測地点（フォトモンタージュの作成地点）としては、不特定多数の方々が眺望目的で利用する地点や、当該地区にお住いの方々がイメージしやすいように地区を代表する拠点施設周辺を選定しております。</p>
15	<p>・残土の廃棄方法と場所の予定地が知りたい。</p>	<p>残土については評価書に記載のとおり、対象事業実施区域内で処理する計画です。土捨て場については、評価書 2 章の改変区域図内に示す位置への設置を検討しております。</p>
16	<p>・再度の住民説明会を開催して欲しいです。</p>	<p>事業計画の進捗に応じて、関連する地区にご報告をさせていただきます。また、ご要望に応じて説明の場を設けさせていただきます。</p>

11.2 準備書についての県知事の意見及び事業者の見解

11.2.1 準備書についての佐賀県知事意見及び事業者の見解

準備書に対する佐賀県知事意見及び事業者の見解は、表 11.2-1 のとおりである。

表 11.2-1 準備書に対する佐賀県知事意見と事業者の見解

佐賀県知事意見の内容	事業者の対応
<p>本事業は、唐津風力合同会社が、佐賀県唐津市北波多地区・相知地区、伊万里市大川地区等の山間部地域に総出力54,000キロワットの風力発電所を設置するものである。</p> <p>地球温暖化対策の観点から再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があるものの、気候変動により、近年、豪雨による土砂災害や流木被害等が続いている。県内においても令和元年、令和3年と山間部地域で大規模災害に見舞われており、本事業の実施に伴い、土地の形状変更や工作物の新設による環境保全上の支障が懸念される。</p> <p>特に、本事業の実施予定区域には、地すべり防止区域や水源の涵養という森林の機能を確保するため指定した保安林が含まれていることから、森林の機能に大きな影響を及ぼさないようにするため、これらの区域における開発は避けるべきである。</p>	<p>ご指摘の環境保全上の観点から、地すべり防止区域を本事業の計画から削除するとともに、水源涵養保安林区域については、道路部における最低限の改変にとどめることといたしました。</p>
<p>1 全体的事項</p> <p>(1) 事業実施に当たっては、関係法令及び環境保全目標値（自主基準値）を遵守することはもとより、環境影響評価結果を踏まえた環境保全措置を確実に講ずるとともに、可能な限り環境保全対策に関する最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。</p>	<p>事業実施に当たっては、関係法令及び環境保全目標値（自主基準値）を遵守することはもとより、環境影響評価結果を踏まえた環境保全措置を確実に講じるとともに、可能な限り環境保全対策に関する最良の技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めます。</p>
<p>(2) 事業実施にあたり大幅な計画の変更や予測し得なかった環境影響がみられた場合は、調査、予測及び評価を再実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。また、これらのほか、定期的な環境測定の結果やこれを踏まえた環境保全措置の内容等については、関係自治体、地域住民、地元関係者等に情報を広く周知するとともに意見聴取の機会を設けるなど丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>事業実施に当たり大幅な計画の変更や予測し得なかった環境影響がみられた場合は、調査、予測及び評価を再実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じます。</p> <p>関係自治体、地域住民、地元関係者等には定期的に丁寧に情報提供するとともに、意見を聴取することに努めます。</p>
<p>(3) 事後調査については、実施設計後など詳細な事業計画が決定された後に、再度検討したうえで実施すること。また、事後調査の結果、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。</p>	<p>事後調査については、実施設計後など詳細な事業計画が決定された後に、再度検討したうえで実施します。また、事後調査の結果、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合などにおいては、必要に応じて適切な環境保全措置を講じます。</p>
<p>(4) 環境影響評価書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を記載し、分かりやすい図書とするよう努めること。</p>	<p>環境影響評価書の作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、解説や図表を記載し、分かりやすい図書とするよう努めます。</p>

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

<p>2 個別的事項</p> <p>(1) 騒音及び低周波音 (超低周波音を含む。)</p> <p>ア 対象事業実施区域の周辺には住居が存在しており、風力発電設備の設置予定位置から最寄りの住居までの距離は約0.7kmと近接している。</p> <p>本事業の実施により、風力発電設備の稼働に伴う騒音の予測結果は、全ての予測地点で「風力発電設備から発生する騒音に関する指針について」(平成29年5月環境省)に示される指針値を満たしているが、指針値上限値やそれに近い値もみられる。</p> <p>このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び低周波音について、環境保全措置を確実に実施し周辺地域への影響を回避・低減すること。</p> <p>また、騒音及び低周波音に係る事後調査を適切に実施し、影響を十分に低減できていないと判断される場合は、専門家等からの助言を踏まえて、住宅の防音対策や風力発電設備の稼働調整などの追加的な環境保全措置を講ずること。</p>	<p>風力発電設備の稼働に伴う騒音及び低周波音について、環境保全措置を確実に実施し周辺地域への影響を回避・低減します。</p> <p>また、騒音及び低周波音に係る事後調査を適切に実施し、影響を十分に低減できていないと判断される場合は、専門家等からの助言を踏まえて、住宅の防音対策や風力発電設備の稼働調整などの追加的な環境保全措置を講じます。</p>
<p>イ 工事前資材等の搬出入に伴う騒音の予測結果は、全ての予測地点で要請限度以下となっているが、沿道1の平日昼間の値は要請限度上限値となっている。</p> <p>このため、工事前資材等の搬出入に伴う騒音の影響について、環境保全措置を確実に実施し周辺地域への影響を回避・低減するとともに、車両が通過するルートや時間を分散するなど適切な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>工事前資材等の搬出入に伴う騒音の影響について、風力発電機の基数を削減することにより工事関係車両の台数を削減し、周辺地域への影響の低減を図りました。</p>
<p>(2) 風車の影</p> <p>本事業の実施により、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響に係る予測は、複数の住宅等において、環境保全目標値とした海外のガイドラインの指針値を超過する結果となっている。</p> <p>このため、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による影響が回避又は十分に低減できるよう、風力発電設備の位置の変更や稼働調整などの環境保全措置を検討するとともに、影響を十分に低減できないと判断される場合は住宅への対策など適切な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>風力発電設備の稼働に伴う風車の影による影響が可能な限り回避又は十分に低減できるよう、適切な環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載しました。</p>
<p>(3) 動物及び植物</p> <p>ア 対象事業実施区域及びその周辺区域では、「環境省レッドリスト2020」における絶滅危惧Ⅱ類のサンバ、準絶滅危惧のハチクマ、ハイタカ等の猛禽類や「佐賀県レッドリスト2003」における準絶滅危惧種のコキクガシラコウモリ、ユビナガコウモリなどの重要な動物が確認されている。</p> <p>本事業の実施により、風力発電設備の存在、稼働に伴うブレード、タワーへの接触といった鳥類及びコウモリ類への影響について、予測には不確実性を伴うため、風力発電設備の稼働後のバードストライク、バットストライクの有無、渡り鳥の移動経路等への影響に係る事後調査を適切に実施すること。</p> <p>また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類やコウモリ類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、衝突や移動の阻害等のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の環境保全措置を講ずること。</p>	<p>風力発電設備の設置、稼働に伴うブレード、タワーへの接触といった鳥類及びコウモリ類への影響については、予測に不確実性を伴うものであります。このため、風力発電機の稼働後のバードストライク・バットストライク及び渡り鳥の移動経路等への影響については事後調査を適切に実施するとともに、調査結果において、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類やコウモリ類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの意見を踏まえ、衝突や移動の阻害等のおそれが高い季節、時間帯の稼働調整等の環境保全措置について検討いたします。</p>

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

<p>イ 風力発電設備の存在、稼働に伴う渡り鳥の移動経路等への影響に係る事後調査について、飛翔が多かった秋季に実施する計画となっているが、現地調査において春季においても多くの渡り鳥の通過が確認されていることから、専門家等からの助言を踏まえて、春季での実施について検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>風力発電設備の設置、稼働に伴う渡り鳥の移動経路等への影響に係る事後調査については、対象事業実施区域及びその周囲において、ハチクマ等の渡り数が多かった秋季に実施する計画です。また、春季の渡りの事後調査の実施につきましては、専門家等からの助言を踏まえ、検討した結果を評価書に記載いたします。</p>
<p>ウ 発電機番号WTG4、WTG5の風力発電設備設置予定位置周辺では、植生調査が実施されていないため、植生調査を行うこと。調査の結果、本事業の実施により、重要な群落等に重大な影響が及ぶおそれがある場合は、風力発電設備の基数の削減及び配置など影響の回避又は低減を図るための環境保全措置を検討し、その結果を評価書に記載すること。</p>	<p>植生調査は、主に対象事業実施区域及びその周囲で確認された植物群落の階層構造の把握を目的としています。今回、ご指摘のあったWTG4及びWTG5の周囲で確認されたツブラジイースダジイ群落（準備書時はシイ・カン二次林）では12地点、スギ・ヒノキ植林では16地点の植生調査を実施しており（果樹園は人工的に整備された環境であり実施しておりません）、これらの植物群落の階層構造については十分に把握していることから、追加の植生調査は必要ないものと考えております。また、改変等による影響を受けやすい重要な種につきましては、植物相調査において現地を踏査しながら植物種及び重要な種の位置を確認しており、その結果を基に専門家からの意見も踏まえた上で、影響の回避及び低減を図るための環境保全対策及び事後調査計画を準備書に記載しております。</p> <p>なお、WTG4及びWTG5を含む地域については、評価書では削除しました。</p>
<p>エ 法面の緑化に際しては、景観面の環境保全措置として、種子吹付を行うことが示されているが、極力在来種を使用すること。</p>	<p>土地管理者とも協議の上、郷土種を極力使用する計画といたします。</p>
<p>(4) 景観 対象事業実施区域周辺には、「蕨野の棚田」や「岸岳城跡」、「八幡岳」など多くの眺望点が存在している。このため、周辺の主要な眺望点からの景観に配慮した配置・規模とするとともに、風力発電機の塗装色については環境融和塗色にすることや土地の改変面積を最小化するなど景観への影響を回避又は可能な限り低減すること。</p>	<p>主要な眺望点の主眺望方向及び主眺望対象を考慮した、風力発電機の配置とし、風力発電機は、周囲の環境になじみやすいような環境融和色（グレー系）に塗装することや、周囲の地形を活用することで、改変面積及び伐採面積を可能な限り低減するとともに、造成により生じた切盛法面は適切に緑化を行い、植生の早期回復に努め、修景を図るなど、景観への影響を回避又は極力低減した計画としておりますが、引き続き事業計画の検討を行い、周辺の主要な眺望点からの景観に配慮するよう努めてまいります。</p>
<p>(5) 人と自然との触れ合いの活動の場 対象事業実施区域及び周辺においては、森林等の豊かな自然が存在している地域であり、評価の対象として選定されている「主要な人と自然とのふれあいの活動の場」以外にも自然観察会等の候補地として考えられる場が存在している可能性があることから、本事業の実施に当たっては、地元の自然観察指導員等の助言を踏まえて、可能な限り人と自然との触れ合いの場の保全の措置をとること。</p>	<p>評価書作成に当たっては、令和5年4月28日、30日及び5月1～4日に再度現地調査を行うとともに、改めて関係自治体に対し聞き取りを行う等、情報収集に努め、それらの結果も踏まえた上で、「適切に緑化を行い、植生の早期回復に努め、修景を図る」旨の環境保全措置を追加いたしました。</p>
<p>(6) 森林の開発について 森林は、土砂災害の防止、水源の涵養、美しい景観の形成、生態系の保全、二酸化炭素の吸収など、多様な機能を有しており、県民の生命や生活を守る大切な財産である。 近年、気候変動の影響もあり、豪雨による土砂災害や流木被害が頻発しており、森林の開発は最小限にとどめること。 特に、本事業の実施予定区域には、地すべり防止区域や水源の涵養という森林の機能を確保するため指定した保安林が含まれていることから、森林の機能に大きな影響を及ぼさないようにするため、これらの区域における開発は避けるべきである。</p>	<p>災害防止を最優先することにより、地すべり防止区域を本事業の計画から削除いたしました。また、水源涵養保安林区域については、道路部における最低限の改変にとどめることといたしました。</p>